

二、警視廳は現状のままとする。

三、消防は、なるべく早い機会に警察から分離させるが、當分はなお従來の例による。

四、將來、創設される國家警察の人員、施設等の整備に直ちに着手する。

五、地方公共団体の警察の創設のための準備を行う。

水上保安廳案と水上警察の關係に對する主任ミールス大佐の談話要旨

此の談話は去る三月十八日プリアム大佐に提出した首題に關する常省の意見書に對し主任者としての所見を述べる爲めに三月二十四日武藤公安第一課長がミールス大佐に招かれた際のものであるし隨伴官水事務官・中川事務官・白畑浦譯官

一、先H提出せられた意見書を見たが水上警察がコーストガードに吸収されるかの如く誤解されてゐる。だから當方の考へ方を説明しておく。

各地を觀察して見ると日本の現状は船は壊れて沈んだまゝにされて居り燈臺やワイの設備又は船舶の碇泊の指令等が港により區々少しも統一されず此の状況は恰度米國が獨立した時の混亂時代に似て居り日本は百五十年滯れてゐると云へる。米國ではこれに對するため、密貿易による弊害

第三の海難救助機関は米國でも當初は自發的民間機關があつた（これは恰度日本の財團法人の水難救濟會の嚆矢なものだ）がこれを政府の仕事として開營にする方針に進化したのである。最初は第一と二を統合仕舞したが夫々の機關が之を嫌はず難色もあつたが遂に統合せしめ第三も含んだコーストガードが発足したのだがこれには可成りの日時を要してゐる。次にこのコーストガードの經營について云ふなら海上でコーストガードが密貿易を發見すれば税關に引き繼し犯罪を檢舉すれば直接裁判所へ送致するのである。國內に於ては碇泊、檢疫等は警察に關與せしめてゐない。東京の水と警署は四噸平方の管轄に對し警察官四五〇人へ計偵し芝浦倉庫地帯の警備員を含む一般船舶七隻ボート三〇隻も控つてゐるに比しボストンでは五、七噸平方に對し警察官三四人五隻の船でやつてゐる。

2. 海難の統一

3. 海難救助

の三點を主任務とした機關を設置することに努力した。

第三の海難救助機關は米國でも當初は自發的民間機關があつた（これは恰度日本の財團法人の水難救濟會の嚆矢なものだ）がこれを政府の仕事として開營にする方針に進化したのである。

最初は第一と二を統合仕舞したが夫々の機關が之を嫌はず難色もあつたが遂に統合せしめ第三も含んだコーストガードが発足したのだがこれには可成りの日時を要してゐる。

次にこのコーストガードの經營について云ふなら海上でコーストガードが密貿易を發見すれば税關に引き繼し犯罪を檢舉すれば直接裁判所へ送致するのである。

國內に於ては碇泊、檢疫等は警察に關與せしめてゐない。東京の水と警署は四噸平方の管轄に對し警察官四五〇人へ計偵し芝浦倉庫地帯の警備員を含む一般船舶七隻ボート三〇隻も控つてゐるに比しボストンでは五、七噸平方に對し警察官三四人五隻の船でやつてゐる。

しボストンでは五、七噸平方に對し警察官三四人五隻の船でやつてゐる。

日本は、世界の何處にもない任務を負わせてゐる。例へば
 沈船の救助をさせてゐる如きである。船に關する任務は警察から離
 らねばならぬ。北海道を視察した時の例だが船の碇泊位置を指令す
 る責任を警察が擔當して居ると云つてゐたが水深の智識もなにもな
 いと云ふおかしな事になつてゐる。
 これらの問題について自分へミールス大佐が勸告してゐる要點は
 以上の様な諸點を考へた上で船舶に關する事柄、貿易の徵稅、檢疫
 を警察の任務外とする。勿論犯罪の場合には此の限りでない。然而し
 て關稅、船員の登録、燈臺、檢疫、海難救助、海難裁判、逃亡船等
 に關する事柄を一元的に統一總括して獨立した機關を作ることを行
 へてゐるのである。
 此れは警察の權限を少しも變へるものではなく米國でもコーストガ
 ードと警察とは協力關係であるのたから警察が密貿易を檢舉してい
 けないと云ふことはなく此を税關に引き續ぎコーストガードが犯罪
 を檢舉してその理が出来ない時は警察に引き續くと云ふ事に相互
 助け合ふのである。
 北九州で今やつてゐるパトリールポートを見るとコーストガードな

日本は、世界の何處にもない任務を負わせてゐる。例へば
 沈船の救助をさせてゐる如きである。船に關する任務は警察から離
 らねばならぬ。北海道を視察した時の例だが船の碇泊位置を指令す
 る責任を警察が擔當して居ると云つてゐたが水深の智識もなにもな
 いと云ふおかしな事になつてゐる。
 これらの問題について自分へミールス大佐が勸告してゐる要點は
 以上の様な諸點を考へた上で船舶に關する事柄、貿易の徵稅、檢疫
 を警察の任務外とする。勿論犯罪の場合には此の限りでない。然而し
 て關稅、船員の登録、燈臺、檢疫、海難救助、海難裁判、逃亡船等
 に關する事柄を一元的に統一總括して獨立した機關を作ることを行
 へてゐるのである。
 此れは警察の權限を少しも變へるものではなく米國でもコーストガ
 ードと警察とは協力關係であるのたから警察が密貿易を檢舉してい
 けないと云ふことはなく此を税關に引き續ぎコーストガードが犯罪
 を檢舉してその理が出来ない時は警察に引き續くと云ふ事に相互
 助け合ふのである。
 北九州で今やつてゐるパトリールポートを見るとコーストガードな

この場合、警察の職務は、税関・海軍局と三権がそれぞれ持つものである。警察は、この三権のいずれにも属しない。警察は、この三権のいずれにも属しない。警察は、この三権のいずれにも属しない。

警察の職務は、税関・海軍局と三権がそれぞれ持つものである。警察は、この三権のいずれにも属しない。警察は、この三権のいずれにも属しない。警察は、この三権のいずれにも属しない。

警察の職務は、税関・海軍局と三権がそれぞれ持つものである。警察は、この三権のいずれにも属しない。警察は、この三権のいずれにも属しない。警察は、この三権のいずれにも属しない。

警察の職務は、税関・海軍局と三権がそれぞれ持つものである。警察は、この三権のいずれにも属しない。警察は、この三権のいずれにも属しない。警察は、この三権のいずれにも属しない。

一つの例として、警察・税関・海軍局と三権がそれぞれ持つものである。警察は、この三権のいずれにも属しない。警察は、この三権のいずれにも属しない。警察は、この三権のいずれにも属しない。

自分が警告してゐるのも警察制度に對するヴァレンティンヤオーラン等の意見と同じで眞つたものではない。

決して警察の力を削ぐ様な考をしてゐるのではないあくまでも両者は協力関係でやつて行くことを考へてゐる。

ニューヨークの例でもゴーストガードが犯罪を檢舉したが處理が不慣

なので警察に引き廻りであるし警察は檢舉した密貿易事件をゴーストガードに引き廻りで處ると云ふ状況である。

鳴が博多の例によると税関は一般犯罪を發見しても警察に通報しなかつたと云ふこともあつたが何にか夫々の機關の間に感情問題があるのではないか。

以上が自分の警告案の要旨であるが此の案が理想的に發足するまでには立法もいるたゞし習慣もいるたゞしから相當永くかかるたゞし

二 以上の懸念要旨により權發出來る如く海上保安法案は水上警察を收又は排除するものにあらず兩者併在し相互協力關係にあり只水上警察のないところ又はその力の及ばない場所に於て海上保安官が水上

